

学校法人栗本学園 名古屋国際高等学校 単位認定・進級・卒業規程

(目的)

第1条 この規程は、単位認定、進級および卒業の業務を公正・円滑に行うことを目的とする。

(欠課時数に関する単位履修認定)

- 第2条 本校が実施する教育課程のすべての教科・科目について、欠課時数がそれぞれの教科・科目の実授業時数の4分の1を超えた場合はその単位を認定しない。ただし、欠課時数の過剰時数が、当該教科・科目の単位数の2倍以下の場合かつその欠課の事由が疾病・災害・家庭の事情など正当と認められる場合に限り、補充授業を受けることができる。この場合、過剰時数分の補充授業に出席し、その授業態度・成果が良好と認められた時は当該の教科・科目の単位を認定する。
- 2 補充授業を受けることができるのは、当該学年において3教科・科目までとする。
 - 3 学校行事等の教科外活動に欠席した場合、代替する活動を課すこととする。
 - 4 当該授業1回において10分間以上の欠席があった場合を欠課とする。

(学業成績に関する単位履修認定および成績評定)

- 第3条 本校が実施する教育課程のすべての教科・科目について、学年評定が「1」の場合は当該教科・科目の単位を認定しない。ただし、当該教科・科目における授業態度や意欲を鑑みた当該教科・科目担当教諭の酌量・判断により追認試験受験が許可された場合、1回に限り指定された日時に受験することができる。
- 2 定期試験を実施する教科・科目においては、定期試験の年間学年平均点を60点となるよう実施し、実際の定期試験の年間平均点が、60点と著しく異なる場合、各生徒の得点をその差異に応じて調整することとする。
 - 3 本校が実施する教育課程のすべての教科・科目においては、それぞれの教科・科目の特性に応じて評定を決定することができる。ただし、②に定める定期試験結果を基準として評定を決定する場合は、次の基準に基づいて評定を決定する。

(基準)

平均得点	[30未満]	[30～44]	[45～64]	[65～79]	[80以上]
評 定	1	2	3	4	5

- 4 定期試験を疾病・災害・家庭の事情などの正当な事由により欠席した場合、次の通り見込み点を算出することができる。

$$\text{最も直近に出席した試験(A)時の得点} \times \text{欠席時の学級平均点} \times \text{係数} \\ \text{(A)の学級平均点}$$

係数「0.8」：忌引き及び災害等の場合

係数「0.6」：疾病・事故および家庭の事情による場合

(進級・卒業認定)

第4条 第2条および第3条に定める規定に従い、在籍する学年のすべての教科・科目について、単位を認定した生徒に限り進級および卒業を認める。ただし、当該学年における出席を必要とする日数の3分の1を超える欠席のある場合には、進級または卒業を認めない。また、進級および卒業については進級・卒業認定会議を経て校長が認定する。

② 遅刻および早退については、いずれも3回を欠席1回に換算するものとする。

③ 換算欠席日数が3分の1を超える過剰日数が5日以内である場合、かつその事由が疾病・災害など正当と認められる場合に限り、補充措置を講じることができる。

④ 進級・卒業判定会議は、学年末定期試験後の職員会議をもってこれに充てることができる。

(除籍)

第5条 学納金（授業料などの徴収金）が納入期限までに納入されない場合、別に定める延滞金を課すほか、出校停止または除籍することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、単位認定・進級・卒業について必要な事項は別に細則で定める。

付 則 この規程は平成18年4月1日から施行する。